

取引適正化およびガス料金透明化に向けた自己適合宣言

日本ガスエネルギー株式会社（以下「当社」）は日本ガスグループの一員として、地域の信頼を得、地域の人々に愛される企業を目指して事業を行ってまいりました。

2024年4月2日にLPガス業界において長年の課題とされてきた商慣行の是正に向けて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」）施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」）が公布されました。

当社は、改正省令の主旨に則り、LPガスをお使いのお客さまはもとより従業員・取引先等、すべての関係者との信頼関係を構築し、地域の皆様から選ばれる企業を目指してまいります。

1. 改正省令等、法令の遵守

当社はLPガスの供給・販売にあたり、保安の確保・取引の適正化・料金の透明化を推進するために液石法等の法令を遵守いたします。

特に、改正省令に基づく以下3点の制度改正を深く理解し遵守いたします。

（1）過大な営業行為の制限

正常な商慣習を踏まえた営業行為を行ってまいります。

（2）三部料金制の徹底

LPガス料金の三部料金制を改正省令施行前までに導入いたします。

（3）LPガス料金等の情報提供

賃貸集合住宅等へ入居を希望されるお客さまに対し、直接または建物オーナーさま、不動産管理会社さま等を通じてLPガス料金等を事前に提示するよう努めます。

2. 体制の整備

当社は1.の法令遵守を履行するために経営層をはじめとした従業員全員はもとより委託等を行う協力会社等にいたるまで法令遵守を徹底してまいります。

そのために当社従業員への教育研修を行うとともに、お客さま・協力会社・取引先等全ての関係者にも本自己適合宣言を周知し、信頼関係の構築に努めます。

3. 社会への貢献

当社は自らの事業が社会に受け入れられることによって存立し、かつ将来に向けて存続可能であり、社会への貢献が自らの利益にもなることを認識し、事業運営・方針において社会貢献に向けた取り組みを行ってまいります。

2024年6月20日

日本ガスエネルギー株式会社